

創業者育成室の利用について

1. 入居について

- ① 入居期間・・・最長3年間までの許可制（1年毎の更新審査があります。）
- ② 静岡商工会議所への会員登録が必要となります。

2. 会館及び創業者育成室への出入り

- ① 会館への出入りは、次の出入口を利用してください。
育成室入居者については以下の通り。
開館日（平日） 9：00～21：00・・・正面出入口・裏東出入口
（土・日） 9：00～17：00・・・正面出入口・裏東出入口
※夜間は警備室前通用口よりセキュリティーカードにて入館
※裏東出入口での入館には「入館許可証」の提示が必要です。
- ④ 面会・面談
商談等来訪者との面会・面談は各部屋・リフレッシュコーナー（6. 7階）及び2階打ち合わせコーナーをご利用下さい。

3. 部屋の使用

- ① 室内の清掃は各自で対応します。
- ② 事業ごみは指定のゴミ袋（有料）に入れて出します。

4. 館内施設の利用方法

- ① 交流室・サロン（7階）
入居者の商談や会議等にご利用いただけます。（予約制・無料）
※事前申し込みが必要になります。
- ② 図書室
自由に閲覧できます。貸出しをご希望の方は事務局にご連絡ください。

5. 購読物・郵便等の利用及び受け取り

- ① 新聞・専門誌・雑誌
契約、購読は各自でします。（時間内は部屋での受け取り）
- ② 新聞・雑誌・郵便物は警備室前の郵便受けに入ります。
- ③ 留守中の宅配便は事務局又は警備室で受け取り、連絡メモ等で通知します。

6. 使用料等の支払い

- ① 室料・駐車場料（利用者のみ）
毎月初旬に翌月分の室料等請求書を発行→15日までに支払いします。
- ② 電気料
毎月11日頃検針、月初旬に先月までの電気料請求書を発行
15日までに支払います。
- ③ 電話料・・・各自で契約の上お支払いいただきます。

7. その他

- ① 入居者交流会への参加
2か月に一度開催される「入居者交流会」への参加が入居更新の審査基準の一つとなっているため、可能な限り参加していただきます。

【問い合わせ先】住 所：〒424-0821 静岡市清水区相生町 6-17
名 称：静岡市清水産業・情報プラザ 電 話：054-355-5400 FAX：054-352-7817
連絡先：静岡市清水産業・情報プラザ（指定管理者：静岡商工会議所）4階事務局
担当者：稲葉 水越 望月俊